

岡崎市における 3 階直結直圧給水の運用基準

(運用の基準)

- 1 対象の建物については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 一戸建て専用住宅、一戸建て小規模店舗付き住宅、アパート、事務所等の建築物であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない施設であること。
 - ア 災害、事故、濁水等による減断水時に、著しく影響を受ける施設（飲食店、理美容室、24 時間営業店舗等）
 - イ 逆流によって、配水管の水質または給水装置内の水質に汚染をきたすおそれがある施設（クリーニング店、薬品を取り扱う工場等）
- 2 最高位の給水栓の高さは、道路給水取出箇所の道路面 G. L. より 8 m 以下とする。但し、太陽熱利用温水器に必要な給水栓の場合、その高さは 1.3 m 以下とする。
- 3 メーターの口径については、20mm 以上とし、岡崎市が承認している逆流防止装置と同等以上のものをつけること。
- 4 分岐対象配水管は 50mm から 300mm とし、50mm については管網を形成していることを条件とする。但し、3 階で使用する給水栓がタンク式トイレや手洗い、散水栓など、水圧に影響を受けにくく生活に支障をきたさない給水栓のみの場合は、どの配水管からも分岐可能とする。
- 5 配水管最小動水圧については、次に掲げるとおりとする。

配水管最小動水圧とは、申請地に最も近接した消火栓等において、24 時間以上の自記録式水圧計により測定した最低値を、測定場所と申請場所との配水区域及び配水系統を考慮した上で、高低差により補正した値とし、0.25Mpa 以上とする。

(承諾の条件)

- 6 承諾の条件については、次の各号に掲げるとおりとし、別添様式による誓約書を提出すること。
 - (1) 受水槽のような貯留機能がないため、配水管工事や濁水等による減断水時には、一時的に水の使用ができなくなること。
 - (2) 将来の水圧変動や使用量増加により水不足が発生した場合には、所有者または使用

者が工事費等を全額負担し、受水槽及びポンプ設備等適切な施設を設置すること。
(3) 所有者または使用者が移動しても、本条件を申し添えること。

附 則

この暫定運用基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月25日）

この暫定運用基準は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日）

この暫定運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 月 日）

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

装置場所

所有者住所

所有者名

㊞

私は、3階直結直圧給水を受けるにあたり、岡崎市における直結給水の運用基準に基づき給水装置工事をすると共に、次のことを誓約します。

- (1) 直結給水することにより貯留機能がなくなり、本管の断水時や水道メーターの取替え時などには、一時的に水の使用ができなくなることを了解します。
- (2) 水圧の変動や使用量の増加により水不足を生じたときには、給水装置の所有者または使用者が工事等の費用を負担して、適切な施設を設けます。
- (3) このほか給水装置に関して事後に発生したことは、自己負担で解決します。
- (4) 給水装置の所有者または使用者が変わっても、本条件を正確に引き継ぎます。

水 栓 番 号	
---------	--